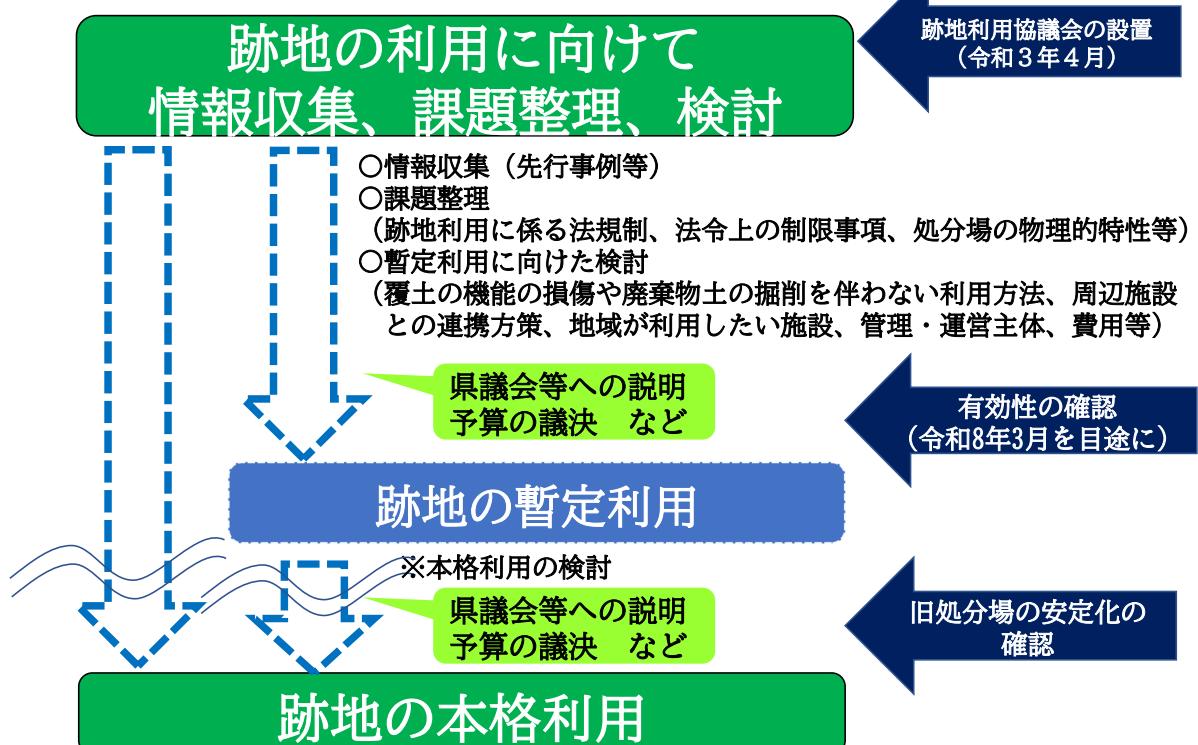


第6回旧RD最終処分場跡地利用協議会

3.これまでの事例を振り返って (フリートーク)

令和7年(2025年)11月18日

今後の跡地利用検討の進め方について(イメージ)



1 最終処分場の跡地の利用状況

(1) 全国的な最終処分場跡地の利用状況

跡地の主な利用状況

- 多目的広場、運動施設、太陽光発電所

※跡地利用にあって、地盤・ガス・浸出水等に係る対策を実施

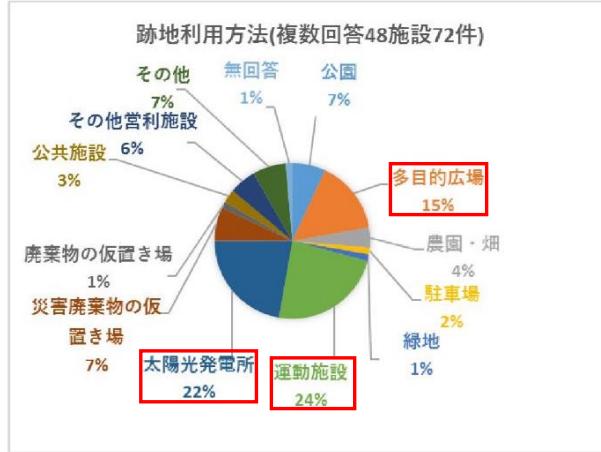


図-1 跡地利用方法

出典：アンケートによる最終処分場の跡地利用に関する動向調査，

坂本篤他, 廃棄物資源循環学会研究発表会 (H29)

未利用の理由

- 山間部で利点なく自然放置
- 経済性が見込めない、資金等の問題
- 廃止できていない

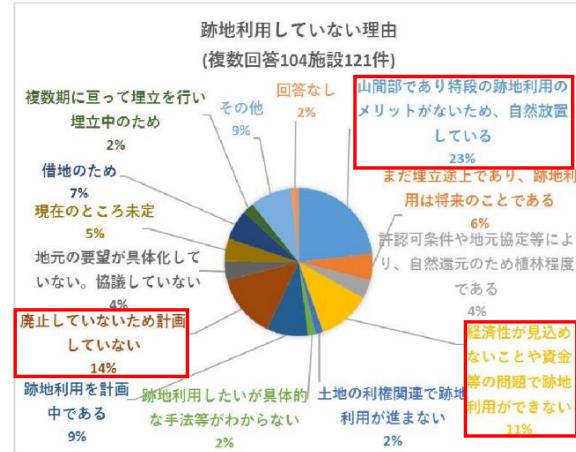


図-2 跡地利用していない理由

1 最終処分場の跡地の利用状況

(2) 跡地利用の考え方

- 1) 自然回帰系：森林や雑木林等の緑の回復
- 2) 農林生産系：跡地に商品化可能な樹木や、畠地・牧草地への転用、農林生産地として利活用
- 3) 公園・運動施設系：公園や運動施設として利活用
- 4) 学習・啓発施設系：環境啓発や学習の場を提供する目的とした施設整備
- 5) 廃棄物・資源循環施設系：廃棄物や資源循環への社会貢献を目的とした施設整備
- 6) エネルギー系：社会的利益を生むエネルギー系の施設整備
- 7) 非活用：防災施設用地、災害時の廃棄物仮置場等
- 8) その他：宅地利用等

1 利用にあたっての制約

(1) 法規制等について

主な関連法令等

- 廃棄物関連
- 土地利用関連
- 自然環境保全関連
- 防災関連

※「廃棄物の処理および清掃に関する法律」に基づく指定区域では、土地の形質の変更時に届出、施工基準の適用等の制限がかかる。

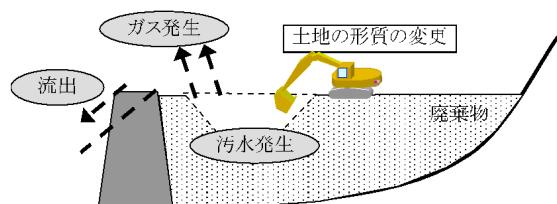
分類	関係する法令等	調査項目等
廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	政令で定める廃棄物が地下にある土地の指定区域
土壤	土壤汚染対策法	要措置区域、形質変更時要届出区域、自然由来特例区域、埋立地特例区域、埋立地管理区域
土地 利用	都市計画法	市街化区域、市街化調整区域、用途地域、風致地区等
	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物、埋蔵文化財包蔵地等
	都市緑地保全法	緑地保全地区
	都市再開発法	市街地再開発事業の施行区域
	生産緑地法	生産緑地地区
	農地法	農地、採取放牧地
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興区域
	土地区画整理事業法	土地区画整理事業区域
	景観法	景観計画区域
自然 環境 保全	統計法	人口集中地区
	自然公園法	国立公園・国定公園、都道府県立自然公園
	自然環境保全法	原生自然環境保全地域、自然環境保全地域
	森林法	国有林、森林計画区に係る民有林、保安林
	鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区、鳥獣特別保護区
防災	総合保養地域整備法	特定地域
	河川法	河川区域、河川保全区域
	水源地域対策特別措置法	水源地域
	砂防法	砂防指定区域
	地すべり防止法	地すべり防止地区
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
	土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域
	建築基準法	災害危険区域
	灾害対策基本法	地域防災計画
	消防法	消火器機の設置、屋内・屋外消火栓の設置等

2 利用にあたっての制約

(2) 土木的な条件等について

跡地利用に当たって影響を与える項目

- 廃棄物土の物理・力学特性
- 廃棄物土の化学特性
- 埋立地の構造
- 水処理等の維持管理等



跡地利用に当たって把握すべき項目

- 埋立廃棄物の種類・性状
- 埋立終了後の処分場の内部の状況
 - ・浸出水質
 - ・地中温度
 - ・発生ガス
 - ・地盤沈下
- 埋立地盤の土質特性（支持力等）

※跡地利用の形態により、求められる処分場の内部の安定化のレベル（埋立終了後の最終処分場）は異なる

これまでの紹介事例 1/2

事例1 神奈川県横浜市 神明台処分地	事例2 大阪府和泉市 大栄環境株式会社	事例3 滋賀県野洲市 蓮池の里処分場	事例4 福岡県福岡市 西部(今津)埋立場
			
			
			

これまでの紹介事例 2/2

事例5 滋賀県大津市 大津クリーンセンター 淀町最終処分場跡地 大津クリーンセンター 中町最終処分場跡地公園	事例6 石川県 金沢市 戸室新保埋立地	事例7 東京都 八王子市 戸吹スポーツ公園	事例8 東京都 町田市 忠生スポーツ公園
   	   	   	   

跡地活用事例を参考に旧RD最終処分場跡地へ当てはめた場合

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
	芝生広場	遊具公園	庭園	グラウンドゴルフ場	農園	ソーラーパネル	駐車場	テニスコート	バスケットボールコート	少年野球場	少年サッカーフィールド	多目的グランド	スケートパーク	防災資材置場	災害廃棄物置き場	建物・ホール	
暫定利用	○	○	○	○	△	○	○	△	○	△	△	△	△	○	○	×	
	表層のみの利用で可能か	配置する遊具の種類は支持力の精査が必要	地下に大きな根を張る植物は難しい	栽培する方法について検証は必要				防球ネットの設置は困難		防球ネットの設置は困難	防球ネットの設置は困難	地面を掘削しないコースに限られる。			建物の支持力確保が難しい		
	表面をコンクリート等で覆わないことで、洗い出しの効果を得ることができ、今後の安定化に向けてのプロセスを期待できるか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	△	○	×	
	井戸やガス抜き管が施設に邪魔にならないか	○	○	○	△	○	△	○	×	×	×	×	△	×	○	○	×
	地盤が沈下し凹凸ができるも許容できるか	○	○	○	○	○	△	○	△	×	△	△	△	×	○	○	×
	斜面安定化リスク(跡地利用施設設置における荷重増)が発生しないか	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	×
	周辺環境への影響	○	○	○	○	△	△	○	△	○	△	△	△	△	○	×	○
	維持管理の容易さ	○	○	×	△	△	○	○	△	○	△	△	△	△	○	○	△
本格利用	本格利用(安定後)	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
その他	地盤の支持力を検証する必要があるが、ある程度の規模の遊具を設置することも可能	表面を掘削できない制約があるが、方法を選べば可能		表面を掘削できない駐車場であれば、どの時点でも進められる	売電の利益について、施設の設置者になり、地元への還元は難しい	舗装をしない駐車場であるための掘削が、必要	防球ネットの設置ための基礎の形状は、検討が必要	ゴールネットの設置ための掘削が、必要	防球ネットの設置ための掘削が、必要	防球ネットの設置ための掘削が、必要	防球ネットの設置ための掘削が、必要	コンクリートで覆う必要があり、洗い出しの効果を得る必要がある暫定利用時は難しい	資材の盗難対策が困難				

※ 今まで紹介した内容を踏まえた表であり、この資料により、特定の利用形を確定するものではありません。また、この表以外の利用方法も検討の余地はございます